

広域連合規約の変更に伴う旧・新対照表

○ 京都地方税機構規約	1
-------------------	---

京都地方税機構規約旧新対照表

旧	新
<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方税法に基づき構成団体が賦課徴収すべき自動車税並びに軽自動車税の環境性能割及び軽自動車税の種別割(同法第442条第5号に規定する軽自動車又は同条第7号に規定する二輪の小型自動車に係るものに限る。以下同じ。)に係る申告書等の受付、税額の算定(自動車税の環境性能割、証紙徴収の方法によって徴収する自動車税の種別割又は軽自動車税の環境性能割に係るものに限る。)、調査、データの作成(軽自動車税の種別割に係るものに限る。)及びこれらに関連する事務</p> <p>(3)から(7)まで (略)</p>	<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方税法に基づき構成団体が賦課徴収すべき自動車税及び軽自動車税(同法第442条第3号に規定する軽自動車又は同条第5号に規定する二輪の小型自動車に係るものに限る。以下同じ。)に係る申告書等の受付、税額の算定(証紙徴収の方法によって徴収する自動車税に係るものに限る。)、調査、データの作成(軽自動車税に係るものに限る。)及びこれらに関連する事務</p> <p>(3)から(7)まで (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 令和8年4月1日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割及び令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割に係る申告書等の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務の処理については、なお従前の例による。</p> <p>3 令和8年4月1日前の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割及び令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割に係る申告書等の受付、税額の算定、調査、データの作成及びこれらに関連する事務の処理については、なお従前の例による。</p>